小規模事業者支援推進事業費補助金

【第２回応募要領】

地域経済を支える小規模事業者の振興を図るため、経済産業省の令和元年度補正小規模事業者持続化補助金＜一般型＞、令和２年度補正小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞又は令和２年度第３次補正小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞（以下、「持続化補助金」という。）に採択とならなかった事業のうち、商工会・商工会議所による指導・助言をもとに、持続化補助金に応募した際の経営計画及び事業計画の見直しを行った販路開拓、生産性向上並びに対人接触機会の減少に資するポストコロナを踏まえた新たなビジネス、サービス及び生産プロセスの導入等の取組に対し補助金を交付します。

1　補助対象事業

持続化補助金に応募した事業で、持続化補助金の交付決定を受けていない事業。

※　本事業への応募にあたっては、商工会・商工会議所による指導・助言をもとに、持続化補助金に応募した経営計画及び事業計画の見直し（ブラッシュアップ）を行う必要があります。

※　事業内容が射幸心をそそるおそれがあるもの、公の秩序もしくは善良な風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの（マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等）は補助対象外となります。

2　補助対象者

次に掲げる事項の全てに該当する者であること。

(1)　岩手県内で事業を営んでいる小規模事業者で、採択後も商工会・商工会議所による指導・助言を継続的に受けること。また、県や国等が実施するフォローアップ調査に協力できること。

(2)　法令順守上の問題を抱えている者でないこと。

(3)　次の「別掲：反社会的勢力排除に関する制約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約すること。

別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（1）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）　暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）　暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）

（4）　暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）

（5）　総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（6）　社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（7）　特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）

（8）　前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

イ　前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること

ロ　前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること

ハ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
ニ　前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
ホ　その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

※　本事業における小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については５人以下）の事業者です。

※　持続化補助金＜一般型＞（第６回以降分）又は持続化補助金＜低感染症リスク型ビジネス枠＞（第３回以降分）に応募する場合は、本事業に応募することはできません。

※　その他、補助対象者の詳細については、持続化補助金＜一般型＞、持続化補助金＜コロナ特別対応型＞及び持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞の公募要領に準じます。

3　補助率・補助金額・補助対象経費・事業予算総額

(1)　補助率：３分の２以内

(2)　補助金額：50万円以内
　※補助金の額は千円単位（千円未満切捨て）とします。

(3)　補助対象経費
　○補助対象とする経費（持続化補助金に準じます。）

経費区分	説　明	
	一般型・コロナ特別対応型	低感染リスク型ビジネス枠
①機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費	対人接触機会を減らすための機械装置の導入費用、移動販売車両の購入費用等の事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
②広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費	補助事業計画に基づく新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取り組みを広報するために要する経費

③展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費	新商品等をオンラインの展示会等に出展または商談会に参加するために要する出展料
④旅 費	事業の遂行に必要な情報収集（単なる視察・セミナー研修等参加は除く）や各種調査を行うため、および販路開拓（展示会等の会場との往復を含む。）等のための旅費	※補助対象外
⑤開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費	感染拡大防止と事業継続を両立させるための新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払う経費
⑥資料購入費	事業遂行に必要不可欠な図書等を購入するために支払われる経費	補助事業遂行に必要不可欠な図書等を購入するために支払う経費
⑦雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費	補助事業計画遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業実施期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払う経費
⑧借 料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費	補助事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料（所有権移転を伴わないもの）・レンタル料として支払う経費

⑨専門家謝金	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払う経費
⑩専門家旅費	事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費	※補助対象外
⑪設備処分費	販路開拓の取組を行うための作業スペースを拡大する等の目的で、当該事業者自身が所有する死蔵の設備機器等を廃棄・処分する、または借りていた設備機器等を返却する際に修理・原状回復するのに必要な経費	新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等を行うための作業スペースを拡大、改修する等の目的で、当該事業者自身が所有する既存設備を解体・処分する、または借りていた設備機器等を返却する際に修理・原状回復するために支払う経費
⑫委託費	上記①から⑪に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限る。）	上記①～⑪に該当しない経費であって、補助事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払う経費
⑬外注費	上記①から⑫に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限る。）	上記①～⑫に該当しない経費であって、補助事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払う経費

※　取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産の取得は補助対象外となります。

※　その他、 補助対象経費の条件の詳細については、持続化補助金＜一般型＞、持続化補助金＜コロナ特別対応型＞ 及び持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞の公募要領に準じます。

(4)　事業予算総額：430万円

4　経費の支払い方法

(1)　補助対象経費の支払方法は原則として銀行振込で行ってください。

(2)　補助金執行の適正性確保のため、現金決済のみの取引（代金引換限定のサービス等）を除き、１取引10万円超（税抜き）の現金払いは認められません。

(3)　自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは認められません。

(4)　補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。

(5)　仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典・ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用等は認められません。

(6)　クレジットカード（リボルビング払い含む）による支払は補助対象期間中の引き落とし、支払の完了が確認できる場合のみ認められます（購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります）。

(7)　代表者や従業員が、個人のクレジットカードで支払いを行う場合は「立替払い」となりますので、①上記のクレジットカード払い時のルール（補助対象期間中に引き落としが確認できることが必要）、及び、②補助事業者と立替払い者間の精算（立替払い者への立て替え分の支払い）が補助対象期間中に行われること、の双方を満たさなければなりません。

5　補助事業実施期間・実績報告

(1)　補助事業実施期間

補助金交付決定の日から令和４年２月14日（月）まで

(2)　実績報告書提出期限

事業終了後30日以内又は令和４年２月28日（月）のいずれか早い日まで

６　応募手続き

(1)　提出書類

【必ず提出する書類】

ア　小規模事業者支援推進事業費補助金交付申請書（様式第１号）

イ　補助事業計画書（別紙）

ウ　持続化補助金に応募した際の提出書類一式の写し

エ　持続化補助金の不採択通知書の写し

オ　反社会的勢力でないことの誓約書（別紙２）

カ　納税証明書（直近１年分：個人事業税／法人県民税・法人事業税）の写し

キ　補助申請額の積算根拠となる見積書等

【審査において加点を希望する場合】

ク　経営革新計画承認書の写し又は経営革新計画に係る承認申請書の写し

ケ　事業継続力強化計画認定書の写し又は事業継続力強化計画に係る認定申請書の写し

※　ク及びケについては、申請締切日時点で認定（承認）を受けた計画期間が終了していない場合又は、それぞれ指定された経済産業局・県に申請書を郵送済み（締切日の消印有効）の場合は加点対象となります。

「申請中」の場合、交付決定を受けるためには、認定（承認）後に速やかなに認定（承認）書及び認定を取得した当該計画の写しの提出が必要です。計画申請を当該補助事業への応募時点で行っていなかったことが判明した場合、採択を取り消しますので御注意ください。

【免税・簡易課税事業者のうち、消費税込みの額で交付申請を行う場合】

サ　免税事業者

（ア）令和元年分の確定申告書の写し

（イ）令和２年度以降に起業した事業者においては、「個人事業者の開業届書」又は「登記簿謄本」など、起業したことを証明できる書類の写し

シ　簡易課税事業者

消費税簡易課税制度選択届出書の写し

(2)　提出方法

郵送（※期間内必着）又は持参により提出してください。

＜提出先＞
〒020-8570　岩手県盛岡市内丸 10-1
岩手県商工労働観光部経営支援課団体支援担当（担当：熊谷）
TEL：019-629-5544　FAX：019-629-5549

(3)　提出部数

正本１部、副本３部　※副本への誓約書の提出は不要

(4)　応募期間

令和３年９月６日（月）～10月14日（木）17時まで

(5)　注意事項

ア　提出された申請書類等は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。

イ　申請書類等に係る連絡先等の個人情報は適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません。

ウ　申請に要する費用は、応募者の負担となります。

7　審査方法・結果の通知

(1)　補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、別表（審査項目）に基づき、補助事業審査委員会（以下「審査会」という。）において書類審査のうえ、補助金の交付を決定します（予算の範囲内での補助金の交付決定となります）。

(2)　事業計画に関する照会等

応募受付後、審査会までの間に事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(3)　結果の通知

応募者全員に対して文書で採否の結果を通知します。採択となった場合は、当該通知文書及び補助金交付要綱の記載に従い、補助金の交付に係る手続きを行ってください。

(4)　採択案件の公表

採択を受けた事業については、事業者名、所在地、事業計画名、支援機関名をＨＰ上で公表します。

8　スケジュール

項目	実施時期
応募受付	令和３年９月６日（月）～10月14日（木）17時まで
審査会	令和３年10月下旬
事業採択決定	審査会から概ね２週間程度
交付決定	上記と同日

※補助対象経費は、交付決定日以降に行った活動に係る経費のみとなります。

※なお、このスケジュールは予定であり、応募件数、審査の状況、持続化補助金の採択時期等により前後する場合があります。

９　補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとします。

10　その他

(1)　本事業への応募にあたっては、商工会・商工会議所による指導・助言をもとに、持続化補助金に応募した経営計画及び事業計画の見直し（ブラッシュアップ）を行う必要がありますので、できるだけ早めに商工会・商工会議所に相談してください。

(2)　補助事業実施期間は、交付決定の日から令和４年２月14日（月）までとなります。原則として、補助対象経費はこの期間内に実施した活動に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限ります。

(3)　補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から５年間保存しなければなりません。

【お問合せ先】
〒020-8570　岩手県盛岡市内丸 10-1
岩手県商工労働観光部経営支援課団体支援担当　TEL：019-629-5544

別表：審査項目

審　査　項　目
（１）基礎審査 　以下の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その申請は失格とし、その後の審査を行いません。 ①　必要な提出資料がすべて提出されていること ②　「１．補助対象事業」及び「２．補助対象者」の要件に合致すること ③　補助事業を遂行するために必要な能力を有すること ④　小規模事業者が主体的に活動し、その技術やノウハウ等を基にした取組みであること ⑤　提出資料の内容に不備・記載漏れがないこと （２）加点審査 　補助事業計画書等について、以下の項目に基づき審査を行い、総合的な評価が高いものから順に採択を行います。 ①　自社の経営状況分析の妥当性 ◇事業実施にあたり、財務状況に問題はないか。 ②　補助事業計画の有効性 ◇持続化補助金の申請時から見直しを図った結果、補助事業計画は、効果的なものになっているか。 ◇補助事業計画は具体的で、当該小規模事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。 ◇地道な販路開拓を目指すものとして、補助事業計画は、経営計画の今後の方針・目標を達成するために必要かつ有効なものか。 または、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるためのものとして、補助事業計画は有効なものか。 ◇補助事業計画に小規模事業者ならではの創意工夫の特徴があるか。 ③　積算の透明性・適切性 ◇事業費の計上・積算が正確・明確で、事業実施に必要なものとなっているか。 ④　経営革新計画 ◇経営革新計画の承認を受けているか。 ⑤　事業継続力強化計画 ◇事業継続力強化計画の認定を受けているか。